

総括基準(加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について)

(総括基準)

和解の仲介の手續において、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に遅延損害金を付することができるものとする。この場合においては、利率は民事法定利率年5%の割合とし、平成23年9月30日の経過により遅滞に陥ったものとして計算する。なお、和解により支払いを受ける額を基準として弁護士費用相当額の損害を算定する場合においては、遅延損害金は、和解により支払いを受ける額には含めないものとする。

(理由)

- 1 和解の仲介において遅延損害金を和解金に含めることは必ずしも一般的な取扱いではない。しかしながら、大規模な原子力事故を引き起こし、甚大な被害を受けたおびただしい数の被害者が賠償の実現を待っているのに、加害者が審理を不当に遅延させることは、明らかに不当である。このような場合に、被害者に対して、法律により認められている履行遅滞による損害賠償(遅延損害金)の請求権の行使を差し控えさせる理由はない。
- 2 審理を不当に遅延させる態度の例としては、仲介委員・調査官からの求釈明に応じない、又は回答期限を守らない行為、和解の提案に対して回答期限を守らない行為、賠償請求権の存否を本格的に検討すべき事案について中間指針に具体的記載がないなどの取るに足らない理由を掲げて争うなど主張内容が法律や指針の趣旨からみて明らかに不当である場合、確立した和解先例を無視した主張をする場合などが考えられる。
- 3 遅延損害金の起算日は平成23年3月11日とすることも考えられるが、中間指針の策定日及び東京電力の最初の個人

の賠償基準の策定日が平成23年8月、東京電力の最初の法人の賠償基準の策定日が平成23年9月であったことにかんがみ、平成23年9月30日の経過により遅滞に陥ったものとして計算する（平成23年10月1日を起算日とする。）こととする。

以上